

一般社団法人日本呼吸ケア・リハビリテーション学会
利益相反に関する取扱い細則

一般社団法人日本呼吸ケア・リハビリテーション学会は、医学研究の利益相反に関する指針に基づき利益相反に関して以下の細則を定める。

第1章 学会発表者

第1条 届出

学会の学術集会での研究発表に際し、演題の発表者（1演題について複数の発表者がいる場合には筆頭者）および当該臨床研究責任者は、利益相反に関連する事項について、別に定める様式により、事前に学会事務局に届け出なければならない。

第2条 届出事項の公開

前条の届出事項は、学会が催す学術集会における当該研究発表時および学会抄録集上で適宜公開する。

第2章 学会誌発表者

第3条 届出

学会の学会誌で発表を行う者は、著者全員の利益相反に関連する事項について、別に定める様式により、事前に学会事務局に届け出なければならない。

第4条 届出事項の公開

前条の届出事項は、当該発表が掲載される学会誌等に、当該発表と共に適宜公開する。

第3章 学会賞、学会奨励賞応募者

第5条 届出

学会賞、学会奨励賞に応募する者は、応募者全員の利益相反に関連する事項について、別に定める様式により、事前に学会事務局に届け出なければならない。

第6条 届出事項の公開

前条の届出事項は、受賞が決定した後に行う受賞講演ならびに受賞報告の学会誌掲載時に、当該発表と共に適宜公開する。

第4章 学会役職者等

第7条 利益相反事項の報告

学会の理事、監事、支部長および委員会委員は、その就任並びに選任に際し、利益相反にかかる報告事項を、理事長に対して文書で報告しなければならない。

2 本条による報告を要する委員会委員は、編集委員会、学術集会プログラム委員会、倫理・COI委員会、暫定的な作業部会（診療ガイドライン・マニュアル等作成委員会、小委員会、ワーキンググループなど）および理事長が適宜指定する委員会とする。

第5章 期間等

第8条 利益相反事項の報告対象期間

報告対象期間は3年間とする。

第9条 利益相反事項の定期的報告等

理事および監事は、就任時の前年から過去3年間における利益相反状態の有無を所定の様式に従い、新就任時および就任後1年ごとに、利益相反自己申告書を理事長へ提出しなければならない。既に利益相反自己申告書を届けている場合には提出の必要はない。但し、利益相反の自己申告は、本学会が行う事業に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体に関わるものに限定する。

2 理事および監事以外の支部長、委員会委員についての報告は、理事長が適宜指定する。

3 利益相反事項の定期的報告とその審査は、原則として学会役職等の任期開始前に完了するものとする。

4 理事および監事、委員会委員は、利益相反事項に変動が生じたときは、その都度速やかに、その内容を理事長に報告しなければならない。

第10条 利益相反事項の判断

倫理・COI委員会から報告されている利益相反事項について、理事、監事、支部長および委員会委員の就任並びに選任・継続又は具体的な案件関与に問題ありと指摘があった場合は、理事長は理事会に諮り、当該指摘に照らして、当該役職の退任、具体的案件への関与の回避を含む適宜な措置を決定しなければならない。

第11条 利益相反の疑いを生じた場合の処置

理事長は利益相反に関する疑義を受けた場合には、これを倫理・COI委員会に諮問するものとし、倫理・COI委員会はこれについて調査して理事長に報告する。但し、倫理・利益相反委員が対象の場合には、理事長の指名する理事に委嘱して理事長が行う。

第12条 審査請求

退任することとなった理事、監事、支部長および委員会委員は、利益相反の疑義により退任の決定

を知った日から7日以内に、倫理・COI委員会宛での審査請求書を事務局に提出することにより、審査請求をすることができる。

第13条 審査手続

審査請求を受けた場合、倫理・COI委員会は、審査請求書を受領した日から14日以上30日以内の間に委員会を開催してその審査を行う。

2 倫理・COI委員会は、前条1項の審査請求の場合は、理事長および審査請求者から直接意見を聞くものとする。但し、審査請求者が定められた意見聴取の期日に出頭しない場合は、その限りではない。

3 倫理・COI委員会は、特別の事情がない限り、審査に関する第1回の委員会開催日から30日以内に決定する。

第14条 倫理・COI委員会決定の最終処分性

審査請求に対する倫理・COI委員会の決定は、理事会に諮られて最終決定されるものとする。

第15条 管理

利益相反事項は、学会事務局において、個人情報に準じて保管・管理する。利益相反事項の管理については、別途適切な管理手順を設ける。

第16条 利益相反事項の内部利用

利益相反事項は、当該個人と学会の活動との間における利益相反の有無・程度を判断し、学会としてその判断に従った処理を行うために、本細則に従い、学会の理事・関係役職者・関係委員会において随時利用することができるものとする。その利用には、具体的な利益相反状況について上記以外の学会員に対して説明する場合を含むものとする。

2 利用に際しては本学会理事長に対し、利用目的を明示した文書を提出し、許可を得なければならない。

3 1項の利用対象者以外の者に開示してはならない。

4 2項において知り得た利益相反事項の漏洩を禁ずる。

第17条 利益相反事項の開示・公開

利益相反事項は、原則として非公開とする。

2 利益相反事項は、学会の活動、委員会の活動、臨時の委員会等の活動等に関して、学会として社会的・法的な説明責任を果たすために必要があるときは、理事会の議を経て、必要な範囲で学会の内外に開示もしくは公開することができる。但し、当該問題を取り扱う特定の理事に委嘱して、倫理・COI委員会の助言のもとにその決定をさせることを妨げない。

3 前項の場合、開示もしくは公開される利益相反事項の当事者は、理事会もしくは決定を委嘱された理事に対して意見を述べることができる。但し、開示もしくは公開について緊急性があって意見を聞く時間がないときは、その限りではない。

4 診療ガイドライン・マニュアル等の作成・編集にかかる委員長及び委員は、当該診療ガイドライン・マニュアル等の作成に関連して生じた利益相反について、診療ガイドライン・マニュアル等の中に個別に受入機関名を記載しなければならない。

5 診療ガイドライン・マニュアル等の作成・編集にかかる委員長及び委員は、以下に記載する各項目の基準額のいずれかを超過している場合には、審議に参加することはできない。但し、余人をもって代えがたい場合には、審議に参加することはできるが議決権を持つことはできない。

- (1) 講演料 200万円/年（1企業・団体等からの受入額）
- (2) 原稿執筆料 200万円/年（1企業・団体等からの受入額）
- (3) 受入研究費 2,000万円/年（1企業・団体等からの受入額）
- (4) 奨学寄附金 1,000万円/年（1企業・団体等からの受入額）

第18条 不要情報の削除

理事、監事、支部長および委員会委員については、任期満了の日から2年経過したとき、利益相反事項を削除する。但し、削除することが適当でないとして理事会が認めた場合には削除の対象外とし、また、過去に公開されたことがある場合および第7条以下における審査が行われた場合には、当該公開もしくは審査にかかる文書・データ等は廃棄・削除の対象外とする。

2 委員委嘱の撤回が確定した者については確定後速やかに、利益相反申告書を返却する。

附 則

第1条 施行期日

本細則は、2014年4月から1年間の試行後に完全実施とする。

第2条 本細則の改正

本細則は、社会的要因や産学連携に関する法令の改正、整備ならびに医療および医学研究をめぐる諸条件の変化に適合させるために、原則として、数年ごとに見直しを行うこととする。

1. 本細則は2014年10月23日に改定し、2015年4月1日より施行する。
2. 2019年11月10日改定

第3条 役員などへの適用に関する特則

本細則施行のときに既に本学会役員などに就任している者については、本細則を準用して速やかに所要の報告などを行わせるものとする。